

計画改定の方 向 性

改定に向けて考慮するポイント

- ① 現行計画における3年間の取組実績と今後の課題
- ② 国等における関連法令の改正などの動向
- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル化の進展、取引形態の多様化など、社会経済や人々の消費行動の変化

これらを踏まえて、現在の計画全体を貫く「3つの視点」を更新するとともに、必要な施策を盛り込む

①現行計画に基づく取組実績等

- SNSを活用した情報発信
- 法律等に基づく指導・処分
- 成年年齢引下げを踏まえた消費者教育
 - ・消費者教育コーディネーターの配置
 - ・若者参加型事業の実施（ラジオCM公募等）
- エシカル消費の普及啓発

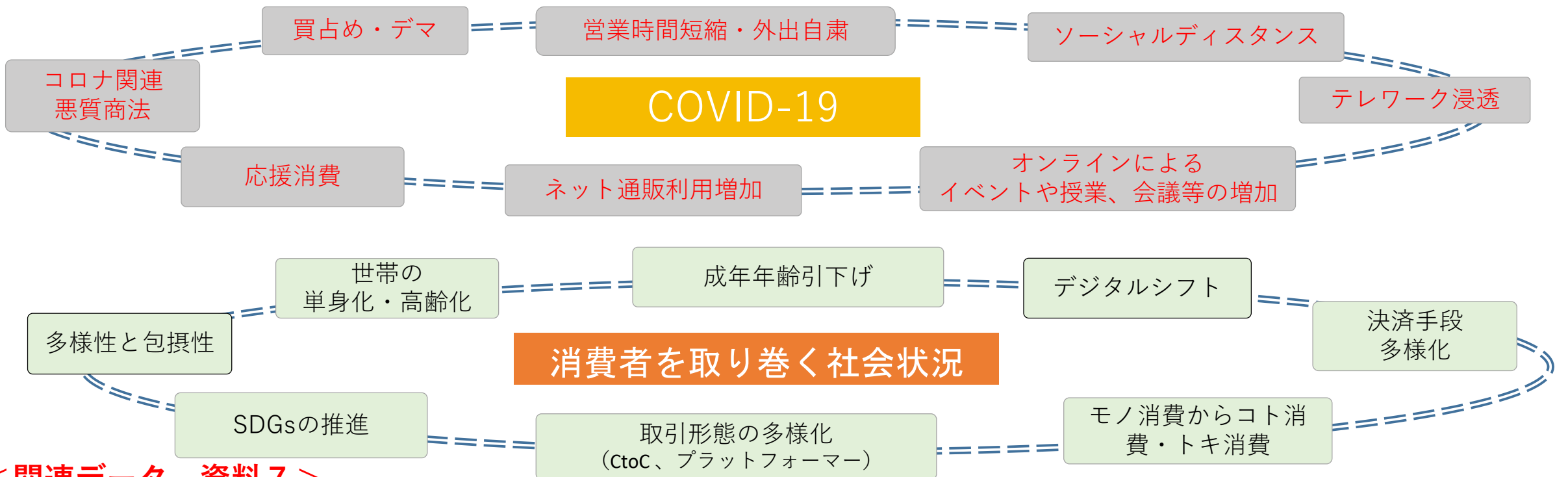
<詳細 資料5-1~3>

②国等における関連法令の改正等

- 消費者基本計画一部改定素案
 - ・「新しい生活様式」の実践に伴う消費行動を反映
- 特商法・預託法等の改正案（国会審議中）
- 取引DPF消費者保護法案（令和3年4月成立）
- PIO-NET刷新の検討

<詳細 資料6>

③社会経済・消費行動等の変化



<関連データ 資料7>

現計画における「3つの視点」

1 主体的な消費行動への変革の促進

○都は、消費者への適切な情報提供や消費者教育を推進することで、消費者が主体的に、自らの消費生活トラブルを防止するとともに、持続可能な社会の形成に貢献していけるよう、消費行動の変革を促進

2 情報通信技術の進化やグローバル社会への対応

○情報通信技術の革新が見込まれ、これに起因する新たな消費生活トラブルが発生することも予想。また、外国人の消費者問題への対応充実も必要。技術の進化やグローバル化による変化に消費生活行政としての的確に対応

3 様々な主体のつながりと連携による取組の強化

○消費者被害や商品・サービスによる事故の防止には、国、他道府県、区市町村、消費者団体、事業者団体、地域におけるネットワークなど、様々な主体のつながりや連携を意識した取組が必要

プラス

追加する要素（事務局案）

デジタル社会への対応

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、従来の社会活動が極端に制限される中で、**急速に社会のデジタル化が進行**

○インターネット取引やテレワーク等の対面を前提としない取引や働き方、サービスの在り方等、**アフターコロナにおいてもデジタル技術を利用した活動が不可逆的に拡大**

○デジタル化の進展による消費者トラブル、**デジタルデバイド（情報格差）の拡大も懸念**

⇒デジタル社会へ対応するための取組が必要

サステナブルなライフスタイルの推進

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、日常の消費行動や企業等の事業活動において、**価値観の多様化、利他的意識の高まり**

○**持続可能性をより意識する重要な転換期**

⇒サステナブルなライフスタイルの実現に向けた取組が必要

政策 1

消費者被害の未然防止と拡大防止

- (1) 被害防止のための注意喚起・情報発信
- (2) 見守りによる消費者被害の防止と早期発見

政策 2

不適正な取引行為等の排除と健全な市場の形成

- (1) 不適正な取引行為等の排除
- (2) 健全な市場の形成

政策 3

消費生活の安全・安心の確保

- (1) 商品・サービスの安全の確保
- (2) 安心して商品・サービスを選択できる取組の推進
- (3) 災害時における消費生活の安心の確保

政策 4

消費者教育の推進と持続可能な消費の普及

- (1) 主体的に選択・行動ができる消費者に向けた消費者教育の推進
- (2) 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進

政策 5

消費者被害の救済

- (1) 消費生活トラブルの解決に向けた相談対応
- (2) 被害回復のための取組の推進

**「5つの政策」において、
更新後の視点を踏まえた新たな施策案を盛り込む**